

平成 26 年 9 月 22 日  
国土交通省九州地方整備局  
鹿児島国道事務所

## 【記者発表資料】

解禁日指定 平成 26 年 9 月 25 日 16 : 00 以降

# 特殊車両の取締りを実施します。

道路を車両が通行するにあたっては、道路構造物の保全、交通の危険防止のため、車両の大きさや重さの最高限度（一般的制限値）※が車両制限令により定められています。

最高限度を超える車両は、舗装や橋梁の損傷の原因となるばかりでなく、重大な事故を招くおそれもあることから、道路を通行する場合は、道路法第 47 条の 2 に基づく道路管理者の特殊車両通行許可を取得し、許可条件のもと通行しなければなりません。

国土交通省鹿児島国道事務所では、特殊車両が通行許可を取得し、許可条件に基づき通行しているかを取り締まる「特殊車両指導取締り」を警察の協力を得て実施しています。  
今回、平成 26 年 9 月 25 日（木）に特殊車両指導取締りを実施する予定です。

実施日時：平成 26 年 9 月 25 日（木）

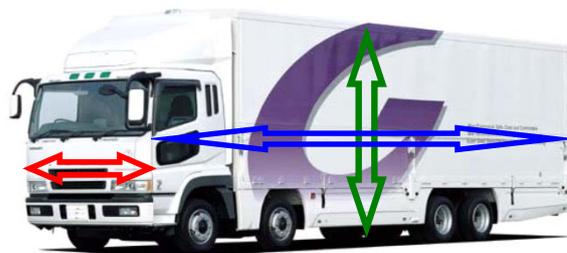
14 時 00 分～16 時 00 分

実施場所：鹿児島県薩摩川内市小倉町 国道 3 号

実施機関：鹿児島国道事務所、

薩摩川内警察署

実施内容：検量基地に引き込みを行い、車両諸元の計測・許可証の検査等を行い、違反車両には警告や是正措置を求めます。



※道路法の車両制限令で定められた大きさや重さ

幅 2.5m、長さ 12.0m、高さ 3.8m、総重量 20 t など

※マスコミ関係者の皆様へのお願い

当日取材に見えられる場合は、14 時までに現地へお越し下さい。（位置図は次ページです）

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所

電話 (099) 216-3111 (代表)

管理第一課長 おおやぶ 大藪 かつゆき 勝幸 (内線 431)

マスコミ関係者の皆様  
の取材の際の集合場所

至 熊本市

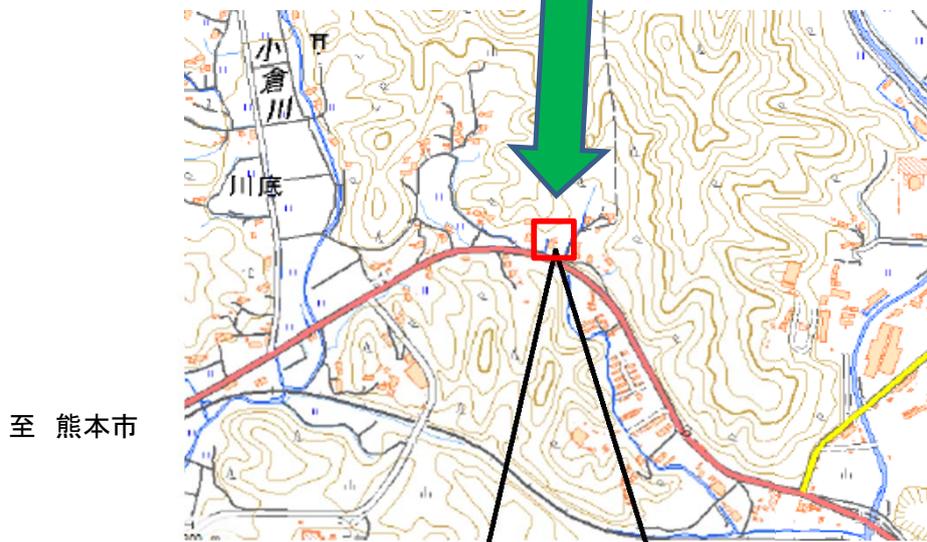
実施場所

【位置図】



【拡大図】

至 鹿児島市



至 熊本市

至 鹿児島市

**実施場所：川内特車基地  
(薩摩川内市小倉町)**  
※マスコミ関係者の皆様へのお願い  
当日取材に見えられる場合は、1  
4時まではこちらへお越し下さい。

# 参 考 資 料(1/2)

## ●特殊車両通行許可制度とは

最近、車も運搬される貨物も大型になり、重量も重くなって、道路が壊される事故が増えています。狭い道路に大型車を通行させたり、一定の大きさや重さを超える車（特殊車両と呼びます）を通行させるときは、道路管理者の許可を受けるように、道路法で定められています。

## ●道路法に基づく車両の制限とは

道路は、一定の構造基準により作られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さを次のとおり制限しています。この制限のことを「一般的制限」といい、制限値のことを「一般的制限値」といいます。

一般的制限値を一つでも超える車両を「特殊な車両」といい、道路を通行するには特殊車両通行許可が必要です。

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で 12m <small>※トレー等連結車はほとんどがこれを超えます。</small>
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大10t



【注意】  
 ・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかに「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。  
 ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「一つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

## ●「特殊車両通行許可」の申請と許可について

- ・車両を通行させようとする者（運送事業者、荷主等）が申請しなければなりません。
- ・道路管理者（国、都道府県、市町村等）は、申請された車両が安全に通行できるか否かを、道路の構造と照らし合わせて確認を行います。
- ・複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者（例えば国道事務所）で一括して手続き（他の道路管理者との協議を含む。）を行っています。
- ・道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要です。（※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要になります。）
- ・インターネット経由の申請も可能です。詳細は下記のURLをご参照ください。

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

## ●特殊車両取締りを実施

道路脇に設置された指導取締基地等において、法令遵守意識をもってもらうため、**定期的に特殊車両の指導取締りを実施**しています。無許可車両や通行条件違反車両に対しては、**違反道路構造の保全、交通の危険防止のため措置命令や指導警告**を行っています。

※許可証は通行時必ず許可に係る車両に備えて付けて下さい。



(特殊車両取締り状況)

# 参 考 資 料(2/2)

## ●取締りの強化

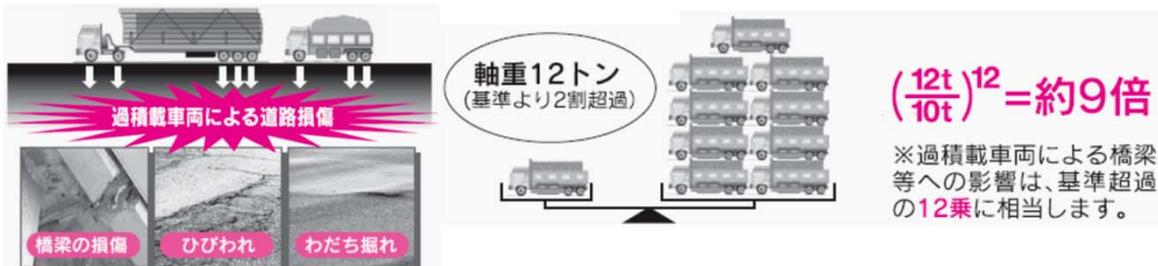
平成25年3月に指導取締り要領が改正され、「特殊車両通行許可」を受けずに、または許可の内容に違反して走行させることを繰り返した場合は、是正指導を行い、それにも関わらず違反が確認された場合には、その**違反者の名称や違反内容等を公表**することとされました。

## 重量制限超過は、みんなの財産である道路に負担をかけています



## ●違反車両が道路に及ぼす影響

道路が損傷する大きな原因には、定められたルールを守らず通行すること等があげられます。特に積載車両が橋梁や舗装に大きな影響を及ぼします。大型車両1台が軸重10トンの基準よりも2トン超過した場合、橋梁に対しては約9台分の加重が蓄積され、道路が損傷する原因になります。



## ●特殊車両事故による通行への影響

特殊車両による事故が発生してしまうと、長時間に渡り片側通行や全面通行止めになってしまうことがあり、一般交通に大きな影響を及ぼします。



高欄を突き破って停車し、橋梁(下り)を封鎖



ガードレールを損傷し、横転した車両

### 【特殊車両の申請に関するお問い合わせは 最寄りの国道事務所へ】

福岡国道事務所	管理第一課 特殊車両係	〒813-0043 福岡市東区名島3丁目24番10号	Tel.092-682-7754
北九州国道事務所	管理第一課 特殊車両係	〒802-0803 北九州市小倉南区春ヶ丘10-10	Tel.093-951-4331
佐賀国道事務所	管理第一課 管理係	〒849-0924 佐賀市新中町5番10号	Tel.0952-32-1151
長崎河川国道事務所	道路管理第一課 道路管理係	〒851-0121 長崎市宿町316番1	Tel.095-839-9211
熊本河川国道事務所	道路管理第一課 道路管理係	〒861-8029 熊本市西原1丁目12-1	Tel.096-382-1111
大分河川国道事務所	道路管理第一課 道路管理係	〒870-0820 大分市西大道1-1-71	Tel.097-544-4167
佐伯河川国道事務所	道路管理課 管理係	〒876-0813 佐伯市長島町4丁目14番14号	Tel.0972-22-1880
宮崎河川国道事務所	道路管理第一課 道路管理係	〒880-8523 宮崎市大工2丁目39番	Tel.0985-24-8221
延岡河川国道事務所	道路管理課 管理係	〒882-0803 延岡市大貫町1丁目2889	Tel.0982-31-1155
鹿児島国道事務所	管理第一課 管理係	〒892-0812 鹿児島市浜町2番5号	Tel.099-216-3855
大隅河川国道事務所	道路管理課 道路管理係	〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1	Tel.0994-65-2997

※詳しくは右記サイトへ <http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000012.html>

国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所